

青森県報

第三千八百六十八号

平成二十六年
七月十四日
(月曜日)

目次

告 示

クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定	保健衛生課	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	高齢福祉課	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	同	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	同	二
道路の区域の変更	道路課	三
道路の供用の開始	同	三
公有水面埋立ての免許の出願の要領	港湾空港課	三
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告	県民生活文化課	五
河川整備計画の変更案の縦覧	河川砂防課	五
出先機関	西北地域民局	六
道路の位置の指定	同	六
公営企業		
青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札	病院管理課	六

告 示

青森県告示第五百六十四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成二十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 研修及び講習の名称

1 研修

平成二十六年年度青森県クリーニング師研修（第一型）

2 講習

平成二十六年年度青森県クリーニング所業務従事者講習（第一型）

三 開催日時及び場所

1 研修

日 時	場 所
平成二十六年八月三十一日（日） 午後一時から午後五時まで	五所川原市宇ツ谷五〇四の一 五所川原市中央公民館
平成二十六年九月二十八日（日） 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
平成二十六年十月二十六日（日） 午後一時から午後五時まで	青森市中央一丁目一の一 八 ラ・プラス青い森

2 講習

日 時	場 所

平成二十六年八月三十一日(日) 午後一時から午後五時まで	五所川原市宇ツ谷五〇四の一 五所川原市中央公民館
平成二十六年九月七日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市中央一丁目一の一八 ラ・プラス青い森
平成二十六年九月二十八日(日) 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター

四 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

2 講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

五 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六 受講料

1 研修受講料 五千円

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第五百六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

波多野祥二	名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	届出の年月日	廃止の年月日
弘前市大字元大工町五〇の五	主たる事務所の所在地又は住所	居宅療養管理指導	科 大手門歯	弘前市大字元大工町五〇の五	平成二六・六・二二	平成二五・三・三

青森県告示第五百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

日建リース工業株式会社	名称	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	届出の年月日	廃止の年月日
東京都東久留米市八幡町二丁目一〇の七三	主たる事務所の所在地	ケアプランかがやき青森	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	平成二六・六・三	平成二六・七・三

青森県告示第五百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

波多野祥二	名称又は氏名	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	届出の年月日	廃止の年月日
弘前市大字元大工町五〇の五	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防居宅療養管理指導	科 大手門歯	弘前市大字元大工町五〇の五	平成二六・六・二二	平成二五・三・三

青森県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

平成二十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年八月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		備考
			前	後	
1	県道	線 鰯ヶ沢蟹田	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二二一の二から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二二一の二まで	九・七〇メートルから 一三・一七メートルまで	敷地の幅員 敷地の延長
					敷地の幅員 敷地の延長

青森県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年八月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十六年七月十四日

八戸港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
線 鰯ヶ沢蟹田	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二二一の二から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元二二一の二まで	平成二六・七・一四

青森県告示第五百七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成二十

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三 村 申 吾

二 埋立区域

1 位置

青森県八戸市沼館四丁目一番一、一番二の一部、一番三の一部、一番五の一部、一番三八の一部、一〇一番二の一部及び一番一五二の一部の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び ②⑥の地点と③⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 電子基準点八戸基点(北緯四〇度三〇分五五・二九七五秒、東経一四

一度三〇分四〇・六一七〇秒)から三一八度五三分三一秒 二、二六

五・二六メートルの地点

の地点 七度一八分三四秒 一四・四七メートルの地点

の地点 二七度四分三〇〇秒 〇・六五メートルの地点

の地点 七度〇三分五〇秒 一一・〇七メートルの地点

の地点 九六度一八分二六秒 四・八二メートルの地点

の地点 一八七度〇〇分五七秒 一・六九メートルの地点

の地点 九七度〇〇分〇三秒 三一・二〇メートルの地点

の地点 五度四二分三八秒 〇・〇三メートルの地点

の地点 九七度〇〇分〇二秒 六〇・〇〇メートルの地点

の地点 七度〇〇分五九秒 〇・〇七メートルの地点

の地点 九七度〇〇分〇二秒 五〇・四五メートルの地点

の地点 三六度〇〇分〇〇秒 七・五六メートルの地点

の地点 一八二度二八分〇八秒 七・七五メートルの地点

の地点 二五四度〇一分四五秒 二六・八八メートルの地点

の地点 二三七度一七分〇八秒 七・五七メートルの地点

の地点 三三六度三九分二九秒 一八・二五メートルの地点

の地点 一九一度一八分三五秒 一三・五七メートルの地点

の地点 一八三度三八分三四秒 二四・六八メートルの地点

の地点 一八八度一七分五五秒 一・五四メートルの地点

の地点 二九三度一〇分一八秒 一・六八メートルの地点

の地点 二九一度〇三分三四秒 四・〇九メートルの地点

の地点 二九八度四分三八秒 〇・五一メートルの地点

の地点 二〇二度五五分二五秒 〇・四九メートルの地点

の地点 二〇三度一二分五五秒 一・八〇メートルの地点

の地点 一九〇度四六分〇六秒 五・〇四メートルの地点

の地点 一九一度四分〇七秒 一三・七五メートルの地点

の地点 一九二度三八分二二秒 二〇・二三メートルの地点

②⑧の地点 ②⑦の地点から 二九〇度二〇分一四秒 一八・三七メートルの地点

②⑨の地点 ②⑧の地点から 二九四度一四分三九秒 三・四五メートルの地点

③⑩の地点 ②⑨の地点から 二八九度三分三七秒 八・一三メートルの地点

③⑪の地点 ③⑩の地点から 二八六度〇九分一六秒 四・五五メートルの地点

③⑫の地点 ③⑪の地点から 二八八度五〇分四四秒 一四・六九メートルの地点

③⑬の地点 ③⑫の地点から 二九〇度〇二分一二秒 一三・六九メートルの地点

③⑭の地点 ③⑬の地点から 三一一度四七分〇一秒 一五・八八メートルの地点

③⑮の地点 ③⑭の地点から 三一九度三九分五二秒 一〇・五六メートルの地点

③⑯の地点 ③⑮の地点から 三三三度二五分五二秒 二九・四八メートルの地点

3 面積

七、一五三・一六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森県八戸市沼館四丁目一番一、一番五、一番二五、一番三八、一番一五一、

一番一六一、一番一八四、一〇一番二、一番二の一部、一番三の一部及び一番一

五二の一部の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とネの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 電子基準点八戸基点(北緯四〇度三〇分五五・二九七五秒、東経一四

一度三〇分四〇・六一七〇秒)から三一八度五一分〇五秒 二、二六

七・四〇メートルの地点

イの地点 アの地点から 七度〇二分四七秒 六七・四八メートルの地点

ウの地点 イの地点から 九七度〇〇分〇〇秒 一八三・四一メートルの地点

エの地点 ウの地点から 一八六度四七分二三秒 五八・〇五メートルの地点

オの地点 エの地点から 一九八度四分二二秒 六・一九メートルの地点

カの地点 オの地点から 一七六度〇四分三三秒 一〇・五一メートルの地点

キの地点 カの地点から 二六六度〇三分四三秒 八・二九メートルの地点

クの地点 キの地点から 二六五度五〇分三三秒 六二・四九メートルの地点

ケの地点 クの地点から 一七五度五三分三三秒 三・〇〇メートルの地点

コの地点 ケの地点から 二六五度四六分二五秒 三・一三メートルの地点

サの地点 コの地点から 一九九度三四分一五秒 一一・〇四メートルの地点

シの地点	サの地点から	二六四度〇三分四五秒	四・九三メートルの地点
スの地点	シの地点から	一九二度三八分二二秒	二〇・二三メートルの地点
セの地点	スの地点から	二九〇度二〇分一四秒	一八・三七メートルの地点
ソの地点	セの地点から	二九四度一四分三九秒	三・四五メートルの地点
タの地点	ソの地点から	二八九度三三分三七秒	八・一三メートルの地点
チの地点	タの地点から	二八六度〇九分一六秒	四・五五メートルの地点
ツの地点	チの地点から	二八八度五〇分四四秒	一四・六九メートルの地点
テの地点	ツの地点から	二九〇度〇二分一二秒	一三・六九メートルの地点
トの地点	テの地点から	三二一度四七分〇一秒	一五・八八メートルの地点
ナの地点	トの地点から	三一九度三九分五一秒	一〇・五六メートルの地点
ニの地点	ナの地点から	三三一度二五分五一秒	二九・四八メートルの地点
ヌの地点	ニの地点から	二八〇度五六分四〇秒	一・五四メートルの地点
ネの地点	ヌの地点から	三三四度〇三分五六秒	二・四八メートルの地点

3 面積

一七、七〇六・二〇平方メートル

四 埋立地の用途

緑地

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンシティ

三 代表者の氏名

富岡 敏夫

四 主たる事務所の所在地

八戸市根城九丁目二の二の一八

五 定款に記載された目的

この法人は、化石燃料に頼らず、省エネルギーと太陽の恵みである太陽光・風力・バイオマス等の活用により自然エネルギー パーセントのコミュニティを指すとともに、捨てるものの無いゼロ・エミッションの自立した資源循環型社会を実現しようとするため、資料収集、普及啓発活動、政策提言などを行うこと、また、コミュニティとのパートナーシップを育み、市民事業の振興を図ることにより、広く地域社会に貢献しようとするものです。

河川整備計画の変更案の縦覧

馬淵川水系（指定区間：八戸圏域）に関する河川整備計画の変更案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の変更案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成二十六年七月十四日から同年七月二十七日まで

三 縦覧の場所

青森県国土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

- 1 意見書の様式及び記載事項
任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載するこ
と。
- 2 意見書の提出期限
平成二十六年八月三日
- 3 意見書の提出先
青森県県土整備部河川砂防課

出 先 機 関

西北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び鶴田町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月十四日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
北津軽郡鶴田町大字鶴田字 小泉四三九の一、四三九の 一、の地先	八五・二九三メー トル	六・〇五メートル	平成 二六・六・三

公 営 企 業

青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年七月十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入
重油（JIS一種二号）
二十七万六千リットル（購入予定数量）

- 二 納入期間

平成二十六年九月一日から同年十一月三十日まで

- 三 納入場所

青森県立中央病院

- 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であるこ

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十六年七月三十一日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 管理課
電話 〇一七 七二六 八三三三

4 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 管理課
電話 〇一七 七二六 八三三三

2 入札書の提出期限

平成二十六年八月二十五日 午後四時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 三階大会議室
平成二十六年八月二十六日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点第三位以下があるときはこれを切り捨てて小数点第二位までにした金額）をもつて落札価格とするので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札者は、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel Oil (JIS Class 1, No. 2)

276,000 liter

2 Delivery period:

From September 1, 2014 to November 30, 2014

3 Time Limit for tender:

4:30 p. m. August 25, 2014

4 Contact point for the notice:

Aomori Prefectural Central Hospital
2-1-1 Higashitukurimichi,
Aomori City, Aomori 030-8553

J A P A N
T E L 0 1 7 - 7 2 6 - 8 3 2 3

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭